

介護保険サービスの利用支援

申請先・詳細 介護福祉課 ☎32-6342

民間等介護保険サービス利用者負担額軽減制度

市民税非課税世帯で世帯収入や預貯金などが一定条件にあてはまる方が、社会福祉法人以外の指定事業所の提供するサービスを利用する場合、利用者負担が軽減されます

対象サービス	軽減対象費用	軽減割合
①訪問介護（予防を含む） ②通所介護（予防を含む） ③短期入所生活介護（予防を含む）	左記のサービスに係る利用者負担額ならびに食費、滞在費に係る利用者負担額	25% ・利用者負担段階が第1段階の方は50% ・生活保護受給者は個室の滞在費のみ全額

社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担額軽減制度

市民税非課税世帯で世帯収入や預貯金などが一定条件にあてはまる方が、社会福祉法人の提供するサービスを利用する場合、利用者負担が軽減されます

対象サービス	軽減対象費用	軽減割合
①訪問介護（予防を含む） ②通所介護（予防を含む） ③短期入所生活介護（予防を含む） ④認知症対応型通所介護（予防を含む） ⑤小規模多機能型居宅介護（予防を含む） ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑦介護老人福祉施設	左記のサービスに係る利用者負担額ならびに食費、居住費（滞在費）および宿泊費に係る利用者負担額	25% ・利用者負担段階が第1段階の方は50% ・生活保護受給者は個室の居住費（滞在費）のみ全額

※利用者負担第2段階の方の⑤・⑥・⑦の利用者負担額については、軽減対象外となります。

高額介護（予防）サービス費

世帯内での利用者負担額（月額）が下表の上限額を超えたときは、その超えた額が払い戻されます。なお、**利用料を支払ってから2年が経過すると払い戻しを受ける権利がなくなります**

【高額サービス費上限額】

区 分	利用者負担上限額
●生活保護の受給者、中国残留邦人など支援給付の受給者 ●利用者負担を15,000円にすることで、生活保護の受給者とならない場合	世帯15,000円
世帯全員が市民税非課税の方	世帯24,600円
●課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 ●老齢福祉年金の受給者	個人15,000円
●上記以外の方	世帯37,200円

特定入所者介護（予防）サービス費

介護保険施設への入所や、ショートステイ利用時の食費・居住費（滞在費）について、下表のように所得状況に応じて軽減されます

【利用者負担段階と負担限度額（日額）】

利用者負担段階	居住費（滞在費）の限度額			食費の限度額
	ユニット型個室	ユニット型準個室 従来型個室	多床室	
第1段階 ●老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ●生活保護の受給者、中国残留邦人など支援給付の受給者	820円	490円(320円)	0円	300円
第2段階 ●世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	820円	490円(420円)	320円	390円
第3段階 ●世帯全員が市民税非課税で第2段階に該当しない方	1,310円	1,310円(820円)	320円	650円

※（ ）内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額

沼ノ端おひさま保育園子育てルーム

4月1日にオープンしました。お子さんと子育て中の保護者が自由に遊べるほか、育児の情報を得たり、情報交換の場としても活用できます

■育児相談
平日 9時～17時

☎電話またはファクス、直接
子育てルーム開放

平日 9時30分～12時 ※おひさま広

場（0～1歳、歩行前の子ども）は火・

木曜日 14時～16時

■離乳食づくり

素材を生かした離乳食づくりと、その時期に合った食品の与え方を学ぶ

☎6月18日(水) 14時～15時30分
対5カ月～1歳の子どもと保護者

¥150円 当日納入

定8組 申し込み順

持スプーン（2本）、エプロン、おしぼり（子ども用）

☎6月2日(月)～6日(金) 9時～17時 電話で

広 告